

議案第62号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2月22日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、同条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、わーくす大師等において就労定着支援を行うこととすること等のため、この条例を制定するものである。